

令和6年度指定管理者監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項で規定する指定管理者の監査

2 監査対象団体、監査期日、管理施設等

監査対象団体等 (所管課)	監査期日	管理施設	指定管理料 (令和5年度)
玉庭地区交流センター 四方山館 (まちづくり課)	令和7年 1月28日	玉庭地区交流センター兼 川西町克雪管理センター 玉庭農村公園	12,837,000円
東沢地区協働のまちづくり 推進会議 (まちづくり課)		東沢区交流センター兼 東沢活性化センター 東沢農村公園 東沢舟山公園	12,879,900円

3 監査の範囲

- (1) 令和5年度に執行された、公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況
- (2) 指定管理者の選定方法及び協定書の締結内容

4 監査の方法

所管課に関しては、次の点を主眼とした。

- ・指定管理者の選定、協定書の締結及び指定管理料の積算が適正になされているか。
- ・利用料金又は使用料の収納及び減免は、適正に行われているか。

指定管理者に関しては、次の点を主眼とした。

- ・協定書及び仕様書の条件等に基づき業務が執行されているか。
- ・会計処理及び出納関係の諸帳簿の整備は適正になされているか。
- ・利用料金又は使用料の収納及び減免は、適正に行われているか。

上記項目を主眼とし、事前に提出を求めた関係書類を確認するとともに、各種申請書類、会計書類等の確認を行い、関係者からの説明を聴取し監査を執行した。

(1) 事前提出書類

- ① 指定管理者の選定理由等
- ② 基本協定書、年度協定書及び業務仕様書
- ③ 指定管理料の積算根拠
- ④ 指定管理者の組織図
- ⑤ 指定管理者の事業計画書、事業報告書
- ⑥ 指定管理者の決算及び事業経過

- ⑦ 指定管理料を除く町費の支出状況
- ⑧ 利用料金又は使用料の徴収及び減免の状況

(2) 説明のため出席した者

① 玉庭地区交流センター四方山館

館長 佐藤 準一、事務局長 藤本 亜希、事務局員 中川 美紀子
所管課：まちづくり課
地域交流主幹 梅津 郭文、地域交流主査 須貝 真奈美

② 東沢地区協働のまちづくり推進会議

会長 阪野 正則、事務局長 佐々木 英之
所管課：まちづくり課
地域交流主幹 梅津 郭文、地域交流主査 須貝 真奈美

5 監査結果

監査対象事項については、適正に処理されているものと認める。